

令和8年度

「就学援助制度」のお知らせ

阿賀野市教育委員会

阿賀野市では、経済的にお困りで教育費の支払いが困難なご家庭に、小・中学校でかかる費用の一部を補助する「就学援助制度」を設けて支援しています。

1 援助の対象となるご家庭

【以下の(1)～(11)のいずれかに該当する方】

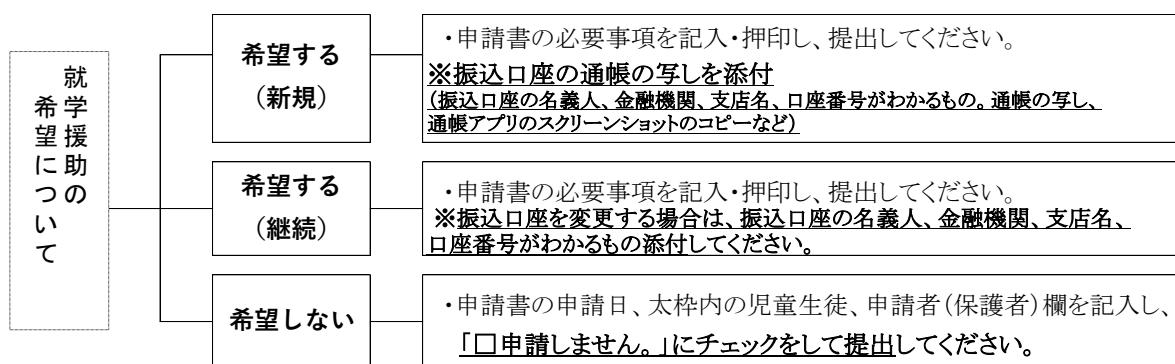
- (1) 生活保護を受けている。
- (2) 生活保護を停止又は廃止されたが援助が必要な状態である。
- (3) 世帯全員の市町村民税が非課税である。】※6月中旬に確定する税情報により判断します。
- (4) 市民税が減免されている。
- (5) 固定資産税が減免されている。※4月に確定する税情報により判断します。新築による税の軽減ではありません。
- (6) 個人事業税が減免されている。※個人事業税減免通知の写しを添付してください。
- (7) 国民年金の掛け金が減免されている。
- (8) 国民健康保険税掛け金の減免、又は徴収の猶予を受けている。
※国保は7月中旬に確定する税情報により判断を行うため、1学期の支給日が8月となります。
- (9) 母子家庭等で児童扶養手当を受給している。※児童手当、特別児童扶養手当とは異なります。
- (10)生活福祉資金の貸付を受けている。※生活福祉資金貸付交付通知の写しを添付してください。
- (11)(1)～(10)に該当しないが、急な災害や収入が不安定であるなど特別な事情があり生活が困窮している。

2 申請方法

(1) 申請書の提出

申請はお子さん1人につき1枚必要です。

希望の有無にかかわらず申請書を全員提出してください。



(2) 提出期限と提出先

◆ 在校児童生徒 2月6日（金）までに学級担任へ提出

(小学校1年生～6年生、中学校1・2年生が対象です。)

◆ 新小学校1年生 入学式の受付へ提出

(令和8年度の申請です。すでに新入学用品費の申請をした方も、改めて提出してください。)

就学援助の申請は、随時受け付けています。申請月(認定月)が支給の開始月となります。

※申請書は、学校または阿賀野市教育委員会(笛神支所)にあります。市のホームページにも掲載しています。

3 認定結果の通知

5月以降の毎月末の教育委員会で審査を行い、「認定」「否認定」を決定し、結果をご家庭へ通知します。

※認定の根拠となる項目により、結果通知が7月下旬となる場合があります。

4 支給時期

原則として学期ごとに3回に分けて、保護者指定口座へ振り込みます。(7月下旬・12月下旬・3月下旬)

※国民健康保険税は7月中旬に確定する税情報により判断を行うため、この要件に該当し認定を受けた方への1学期分の支給日は8月頃(予定)となります。

※学校諸経費に滞納がある場合は、援助金支給の趣旨から学校長の管理口座に振り込まれていただきます。

(裏面もご覧ください)

5 就学援助の内容

※国からの通知により内容、金額は変更する場合があります。

援 助 費 目	説 明	支給額(4月認定者)	
		小学校	中学校
学 用 品 費	ノート・鉛筆等の購入費 ※月割で支給	11,630円/年 969円/月	22,730円/年 1,894円/月
通 学 用 品 費	通学に必要な靴・傘等の購入費 ※小学1年生・中学1年生は除く(新入学用品費に含む) 月割で支給	2,270円/年 189円/月	2,270円/年 189円/月
校 外 活 動 費 (宿泊を伴わないもの)	遠足・写生会等に係る交通費、見学科等	実 費 上限1,600円	実 費 上限2,310円
校 外 活 動 費 (宿泊を伴うもの)	野外活動や宿泊行事に係る交通費、宿泊費、見学科等	実 費 上限3,690円	実 費 上限6,210円
新入学児童生徒 学 用 品 費	入学の際に必要なランドセルやカバン・通学用靴等の購入費 ※入学前支給を受けていない4月認定者に支給	57,060円	63,000円
修 学 旅 行 費	修学旅行の参加に必要な交通費、宿泊費、見学科等	実 費	実 費
部 活 動 費 (初 期 費 用)	中学1年生が部活動を始める際に必要な用具やユニフォーム等の購入費(初回入部時1回に限る) ※支給には領収書が必要		実 費 (上限あり)
P T A 会 費	PTA活動に要する費用 (同一校に兄弟がいて、免除されている場合は対象外)	実 費 上限3,450円	実 費 上限4,260円
生 徒 会 費	生徒会活動に要する費用		実 費 上限5,550円
学 校 給 食 費	学校給食費	実 費	実 費
日本スポーツ振興センター 災害共済掛金	日本スポーツ振興センター災害共済掛金の保護者負担分 ※5月1日現在認定者	実 費	実 費
卒業アルバム代	卒業アルバム(DVD等含む)購入費	実 費 上限11,000円	実 費 上限10,000円
学 用 教 材 費	基本教材費用相当額を支給	小1、小2、小4、中1に 市長が定めた金額	

【参考】援助を受けられる家族構成と基準額の例

世帯全員の所得が生活保護基準相当額の1.5倍以下の場合に認定となります。

世帯人数	家 族 構 成 の 例	総所得額(世帯合算)の目安
2人家族	母(30代)・小学1年	229万円程度以下
3人家族	父(30代)・母(30代)・小学1年	269万円程度以下
	母(40代)・小学1年・小学6年	280万円程度以下
4人家族	父(30代)・母(30代)・保育園児(5歳)・小学2年	290万円程度以下
	父(40代)・母(40代)・小学3年・中学3年	311万円程度以下
5人家族	父(30代)・母(30代)・保育園児(5歳)・小学2年・小学4年	332万円程度以下
	父(40代)・母(40代)・小学3年・中学1年・高校1年	350万円程度以下
6人家族	父(40代)・母(40代)・小学5年・中学2年・祖父(70代)・祖母(70代)	372万円程度以下
	母(30代)・小学2年・中学3年・高校2年・祖父(60代)・祖母(60代)	388万円程度以下

上記の基準額は、家族構成や年齢等により各家庭で異なりますので、あくまでも申請の目安としてください。

※住民票が別であっても同じ建物に住んでいる方(祖父母やおじおば等)は同一世帯として審査を行います。

また、保護者が単身赴任等で住所地が異なる場合も同様です。

※所得とは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、もしくは確定申告書の「所得金額合計」欄の金額です。上記の表と比較してください。認定は、個々の状況によって異なります。上記金額は認定を保証するものではありません。

※世帯の所得状況が確認できないと認定ができません。税法上の扶養親族以外で未申告の方は、所得の申告が必要です。

— 就学援助についてのお問い合わせ先 —
阿賀野市教育委員会 学校教育課 学事係 電話 0250-62-2790